

指定訪問介護・第一号訪問事業 事業所 運営規定

一、事業所の名称及び所在地

第1条（事業所の名称及び所在地）

名称： 秋田在宅ケアセンター

所在地： 秋田県秋田市下北手松崎字前谷地 142 番地 1

二、事業所の目的及び運営の方針

第2条（事業所の目的）

有限会社在宅ケアセンターが開設する指定訪問介護事業所及び第一号訪問事業事業所（以下「本事業所」という。）は、指定居宅サービスたる訪問介護、第一号訪問事業（以下「指定訪問介護等」という。）の事業を行うものであり、要介護状態等にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他の生活全般に渡る援助を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

第3条（運営の方針）

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質について、常にその改善に努める。

三、職員の職種、員数及び職務内容

第4条（職員の職種、員数等）

本事業所の職員の職種、員数等は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
- 2 サービス提供責任者 1名以上
(介護福祉士、看護師、准看護師、保健師いずれかの資格を取得した者又は実務者研修を修了した者)
- 3 訪問介護員等 3名以上
(介護福祉士、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）を修了した者)

第5条（管理者）

管理者は、本事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うものとし、従業者に運営基準を遵守させる為の指揮命令を行う。

第6条（サービス提供責任者）

サービス提供責任者は、指定訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。

2. サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、援助の目標、当該目標を達するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画・第一号訪問事業計画を作成し、利用者又はその家族に説明する。

第7条（訪問介護員等）

訪問介護員等は、利用者の居宅において身体介護、家事援助等のサービスの提供にあたる。

四、営業日及び営業時間

第8条（営業日及び営業時間）

本事業所の休日は、毎週土曜日・日曜日・国民の祝日、12月29日、同月30日、同月31日、1月2日及び同月3日とし、営業日は、休日を除く毎日とする。ただし、休日であってもサービスの提供を行うことがある。

第9条（営業時間）

本事業所の営業時間は、営業日の8時30分から17時30分までとする。ただし、営業時間外であってもサービスの提供を行うことがあるものとする。

五、指定訪問介護の内容、利用料及びその他の費用の額

第10条（指定訪問介護等の内容及び利用料等）

本事業所が提供する指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額は、介護給付の場合、厚生労働大臣が定める基準額（介護報酬の告示上の額）によるものとし、第一号事業の場合、利用者の居住する市区町村長の定める額とする。当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に準じてその1割又は2割の額とする。

なお、介護報酬の告示上の額は、本事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

- ① 身体介護：入浴介助、排泄介助、食事介助、更衣介助、清潔保持介助、体位交換、移動介助等、利用者身体に直接触れる介助及びその準備・後始末等。
 - ② 家事援助等：洗濯、食事の準備・後始末、掃除、コミュニケーション等利用者に直接触れない介助及びその準備・後始末。
2. 本事業所は、前項の利用料のほか、利用者の選定により次条に規程する通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護等を行う場合には、それに要する交通費等を請求するものとする。当該の交通費は、公共交通機関を使用する場合は実費を、また、自動車を使用する場合は、1キロあたり16円の支払いを受けるものとする。
3. 前二項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

六、通常の事業の実施地域

第11条（通常の実施地域）

本事業所が提供する指定訪問介護等の通常の実施地域は、秋田市の区域とする。

七、緊急時における対応方法

第12条（訪問時の緊急対応）

本事業所の訪問介護員等が訪問し、指定訪問介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、その訪問介護員等は至急サービス提供責任者に連絡を行い、その指示に基づいて、速やかに主治医への連絡、119番への通報、家族への連絡などの必要な措置を講じるものとする。

八、その他運営に関する重要事項

第13条（職員の研修）

本事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|--------|---------|
| ○採用時研修 | 採用時 |
| ○事前研修 | サービス開始前 |

- 業務ミーティング 月1回
- 社外研修 研修会への参加

第14条（内容、手続きの説明及び同意）

本事業所は、指定訪問介護等の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得るものとする。

第15条（身分証の携行）

本事業所の訪問介護員等は、身分証を携行し、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

第16条（保険給付の償還請求のための証明書の交付）

本事業所は、指定訪問介護等のうち法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護等に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護等の内容、費用の額その他の必要な事項を記載したサービス提供記録書を利用者に対して交付するものとする。

第17条（秘密保持等）

本事業所は、本事業所の従業者及び従事者であったものが、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう、就業規則の中に秘密保持義務を規定し、遵守されるよう指導を徹底するものとする。

第18条（苦情処理）

本事業所は、指定訪問介護等に関する利用者からの苦情処理に迅速かつ適切に対応するために、苦情処理の組織体制を作り、その遵守を徹底するものとする。

第19条（損害賠償）

本事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

付則 この規定は平成15年2月24日より施行する。
平成15年3月1日から、平成30年3月31日までの施行日は省略。

この規定は平成30年4月1日より施行する。
この規定は平成30年4月10日より施行する。
この規定は平成30年7月18日より施行する。